平成２７年（フ）第１９４号
山梨県甲府市羽黒町202番地剣持住宅２号棟、前住所山梨県甲府市羽黒町1571番地26羽黒台分譲住宅
破産者　古屋　　薫
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
兵庫県高砂市神爪１丁目９番１―202号　ＥＮＶＯＲ宝殿北町館
破産者　楠　　義和
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９５９号
さいたま市浦和区神明２丁目23番19号
破産者　鈴木　広子
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４８号
埼玉県新座市栗原６丁目６番22号
破産者　小笠原輝夫
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１９６号
神奈川県茅ヶ崎市浜須賀10番16号　グリーンテラスハマスカ201、開始決定上の住所神奈川県茅ヶ崎市平和町３番18号
破産者　松原　英雄
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０号
東京都足立区堀之内２丁目12番18―203号、開始決定時の住所川崎市川崎区本町２丁目７番地７　ドールマウスキャッスル　802
破産者　大森　泰輝
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
川崎市川崎区中島３丁目６番２号　ハイツ植村　201、前住所川崎市川崎区中島３丁目６番２号　ハイツ植村　102
破産者　出ツ所日出哉
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５８４号
名古屋市天白区原５丁目2101番地　平針南住宅５棟204号、開始決定時の住所　愛知県みよし市黒笹町西新田557番地６
破産者　柴田　桂子
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２９号
北海道札幌市厚別区厚別中央三条２丁目12―31　アロッジオ厚別403号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市中野東２丁目231番地２　エルズ昆陽池公園401号
破産者　吹井　寛文
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１３号
兵庫県姫路市千代田町838番地８　エミネンス千代田３号、従前の住所兵庫県たつの市龍野町富永463番地１
破産者　深澤　雅之
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２１６号
広島県福山市神村町5982番地５　県住１―402
破産者　井上　純文
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２６０号
相模原市南区東大沼４丁目７番30号　フレンドリー101
破産者　伊藤　　勲
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４３２号
相模原市中央区田名塩田３丁目３番３―304号、開始決定時の住所相模原市中央区陽光台５丁目19番10号
破産者　大島　　茂
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２７６号
静岡県三島市松本193番地の９
破産者　坂倉　友夫
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７５５号
京都市西京区山田四ノ坪町12―２　ヴェルデ第１ビル　株式会社ティーダ方、住民票上の住所京都市西京区大枝北沓掛町３丁目19番地３
破産者　森　孝太郎
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４４８号
広島県大竹市西栄１丁目９番６号
破産者　喫茶パスポートこと　金森　亮一
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部